



グリーン経営認証 更新審査申請用 (登録後2年ごとの審査)

チェックリスト記入用紙

(旅客船事業・内航海運業用)

記入の注意 (必ずお読みください)

- ❖ 『旅客船事業・内航海運業におけるグリーン経営推進マニュアル』にあるチェックリストに基づいて、貴社(事業所)のグリーン経営に関する取組み内容をチェックしてください。
- ❖ 取り組んでいる項目には……Yes欄の□に✓を記入。
取り組んでいない項目には……No欄の□に✓を記入。
(全ての項目についてYes、Noのいずれかを記入します)
- ❖ チェック項目のレベル数値欄が網掛けの項目(認証基準)は、すべてYesになっている必要があります。
- ❖ Yesの項目の内、末尾に「※付表～」と記載のある場合は、必ず、該当する付表へ記入し、提出します。

❖ 複数事業所を一括して申請する場合

① チェックリスト (P.1～3)……全事業所をとりまとめて1部作成します。
(各項目共に、全事業所が取り組んでいる場合のみ、Yes欄に✓を記入できます)

② 付表1～6 (P.4～9)……

* 全事業所をとりまとめて1部作成
* <u>各事業所 別々に作成</u>

 } どちらでも可。

この場合は

(各付表の右上余白部分に、事業所名を明記します……略称で可)

◎ 申請書、チェックリスト、付表は、ステープラー(ホチキス)で留めないでください。
また、穴開け・ファイリング等もせず、申請書類のみをご郵送ください。

チェックリスト記入表（旅客船・内航海運）

チェック項目の内容が取組にあてはまる場合はYes欄に✓を、あてはまらない場合はNo欄に✓を記入してください。該当しない項目には□□に打消線（＝）を記入してください。

1. 環境保全のための仕組み・体制の整備

Yes No レベル 1-1【環境方針】

- [1] 会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている[レベル1]
- [2] 環境方針には法規制遵守に加えて自主的・積極的な取組を定めている[レベル2]
- [3] 環境方針は、環境保全への取組状況をもとに、定期的な見直し、改善を行っている[レベル3]

Yes No レベル 1-2【環境行動計画の作成・見直し】

- [1] 現状の環境保全活動への取組状況に関する評価結果や、検討した取組の改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成へむけた具体的な取組内容などを盛り込んだ行動計画を作成（見直し）している[レベル1]

Yes No レベル 1-3【推進体制】

- [1] 環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている[レベル1]
- [2] 管理責任者や組織を従業員に周知し、役割、責任、権限を明確にしている[レベル2]
- [3] 取組の結果を見ながら、組織や役割、責任、権限の見直しを行っている[レベル3]

Yes No レベル 1-4【従業員に対する環境教育】

- [1] 環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している[レベル1]
- [2] 環境意識の向上を図るため、環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報の伝達等を定期的に行っている[レベル2]

2. エネルギー効率の向上（燃料消費量の削減）

Yes No レベル 2-1【燃料消費原単位等に関する定量的な目標の設定等】

- [1] 燃料の使用状況について把握している[レベル1]※付表1
- [2] 燃料消費原単位等に関して定量的な目標を設定している[レベル2]※付表2
- [2] 燃料消費原単位等に関する定量的な目標を達成するため、エネルギー効率の向上等に関する計画を策定している[レベル2]
- [3] エネルギー効率向上のための取組状況や取組結果に基づいて、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている[レベル3]

Yes No レベル 2-2【エネルギー効率向上のための体制整備】

- [1] エネルギー効率の向上を推進するための責任者を定めている[レベル1]
- [1] 船舶の乗組員に対して、エネルギー効率の向上に関する基礎的な知識についての教育・指導を行っている[レベル1]※付表3
- [3] 船舶の乗組員に対して、燃料消費原単位等の管理結果をもとに、燃料消費原単位等が向上するよう指導を行っている[レベル3]

3. 大気汚染物質の排出抑制のための取組み

Yes No レベル 3-1 【使用する燃料性状の向上に関する基準の設定等】

- [1] 使用している燃料の性状（硫黄分の含有量等）について、燃料油販売事業者等よりデータを入手し把握している[レベル1]
- [2] 使用する燃料の性状に関して基準を設定している[レベル2]

Yes No レベル 3-2 【NOxの排出抑制が期待できる機関の導入】

- [1] NOxの排出が少ない機関の存在を把握している[レベル1]
- [2] NOxの排出が少ない機関を導入している[レベル2]
- [2] NOxの排出が少ない機関を導入するための計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]

4. 船舶の点検・整備

Yes No レベル 4-1 【点検・整備のための実施体制】

- [1] 点検・整備について、船内及び陸上におけるそれぞれの所掌と権限を明確に示した上で、責任者を任命している[レベル1]
- [2] 点検・整備について乗組員を対象に教育を行い、情報の提供を行っている[レベル2]
- [2] 点検・整備に関する長期的な実施計画を作成し、これに基づき実施すると共に、その結果を把握し、記録している[レベル2]
- [3] 点検・整備の成果を運転結果から評価し、必要に応じ計画や体制の見直しを行う仕組みを設けている[レベル3]

Yes No レベル 4-2 【性能維持、環境保全の観点から法定検査に係る整備の他、独自の基準による定期的な点検整備の実施】

- [2] 法定検査に係る整備の他、環境に配慮した独自の基準による点検・整備を実施している[レベル2]

（ディーゼル・ガソリンエンジン）*すべての項目を満たすと[レベル2]

- 主機関、発電機、補機類の定期的な開放・掃除・整備
- 主機関、発電機、補機類の潤滑油の定期的な性状分析と適切な管理の実施
- クランクケース、カムケース、減速機内部点検とクランクデフレクションの計測（高速エンジンなど構造上・仕様上等で不可能・不要の場合は除く）
- 吸排気弁の定期的な開放・掃除・整備
- 燃焼状態の把握（指圧図の撮取またはその他の適切な方法による。ただし、ガソリンエンジンの場合は除く）
- 燃料噴射弁の取替・整備（ガソリンエンジンの場合は除く）
- フィルター、ストレーナー類の定期的な開放・掃除・整備

（ガスタービン）*すべての項目を満たすと[レベル2]

- 主機関、発電機、補機類の定期的な開放・掃除・整備
- 主機関、発電機、補機類の潤滑油の定期的な性状分析と適切な管理の実施
- 減速機内部点検
- 燃焼状態の把握（点火装置の点検含む）
- 燃料ノズルの整備（燃料噴射装置）
- タービンブレードの水洗浄、ケミカル洗浄
- デミスターパネルの洗浄
- フィルター、ストレーナー類の定期的な開放・掃除・整備

5. 廃棄物の発生抑制、適正処理およびリサイクルの推進

Yes No レベル 5-1【乗組員に対する廃棄物に関する教育】

- [1] 廃棄物の発生抑制（発生量削減）、再使用（繰り返し利用）、リサイクル（再生利用＝再資源化）及び適正処理の推進について、船舶の乗組員に対して指導を行っている[レベル1]

Yes No レベル 5-2【廃棄物の環境に配慮した処理】

- [1] 陸揚げした廃棄物の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している[レベル1]

（油性混合物関係）

- [2] 法令に定められた排出方法以上の処理を行っている[レベル2]※付表4

（船内の日常生活に伴う廃棄物）

- [2] 法令に定められた排出方法以上の処理を行っている[レベル2]※付表5

Yes No レベル 5-3【廃棄物の発生抑制、リサイクル】

- [1] 廃棄物の発生状況について把握している[レベル1]※付表6

- [2] 廃棄物の発生抑制やリサイクルの少なくともいずれかに関して定量的な目標を設定している[レベル2]※付表6

- [2] 廃棄物の発生抑制やリサイクルの少なくともいずれかの目標達成のための具体策を策定し、実施している[レベル2]

- [3] 廃棄物の発生抑制やリサイクルの少なくともいずれかに関する取組状況や取組結果に基づいて、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている[レベル3]

6. 管理部門（事務所）における環境保全の推進

Yes No レベル 6-1【管理部門（事務所）における環境保全】

- [1] 事務所内での環境保全の取組について、従業員に周知している[レベル1]

- ・エコマーク製品等を優先的に購入する

- ・不必要な照明の消灯を徹底する

- ・空調機器を適正温度に設定する

- ・コピー用紙等の紙使用量削減に努める

- ・分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める

- ・使い捨て製品の購入を控える

- [2] 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減について、目標を設定している[レベル2]

- [3] 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減についての取組状況を目標に照らして評価し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている[レベル3]

■付表1

□ 燃料の使用状況について把握している[レベル1]

→ 把握している実績と実績把握対象期間を、下表に記入してください。

記入上の注意:

- ① 前期一年間の使用実績を記入してください。(付表2に記入する原単位等の目標を設定する際の基準となります。)
- ② 「実績把握対象期間」には、実績を把握した前期の期間を記入してください。
- ③ 「燃料消費量(C)」や「燃料消費原単位(D)又は(E)」欄の値は、付表2における「燃料消費量」や「燃料消費原単位」の「前期実績(B)」欄へ転記する値となります。

実績把握対象期間 (年 月 ~ 年 月)

(事業所名及び) 船種	両事業 一括申 請事業 所には ○を記 入	船名	機関種類	燃料 種類	輸送した旅客貨 物等(重量)※1	輸送距離※1	燃料消費量	燃料消費 原単位	燃料消費 原単位	二酸化炭素 排出係数※2	二酸化炭素 排出量	二酸化炭素 排出原単位
					A	B	C	D=C/A	E=C/B	F	G=C×F	H=G/A (又は G/B)
					単位 ()	単位 ()	kl	重量当たり	距離当たり		ton	重量(又は距離) 当たり
会社(事業所)の船舶の合計										—		

- ※1: ①単位は業務のエネルギー効率を把握しやすいものを事業者が任意に設定してください。(人、台、トン、曳航対象船G/T、TEU、海里、キロメートル、時間など)
- ②旅客船と内航船の一括申請で、輸送量等の単位が人とトンなどのように船舶によって異なる場合には、一定の換算率で人をトンに統一するか、あるいは単位ごとに別の付表を使用するかしてください。

※2: 二酸化炭素排出係数

電気(一般電)	0.561 kg/kWh	—	—
軽油	2.58 kg/L	灯油	2.49 kg/L
ガソリン	2.32 kg/L	A重油	2.71 kg/L
都市ガス	2.23 kg/Nm3	B・C重油	3.00 kg/L
LPG(液体)	3.00 kg/kg 又は 1.67 kg/L (LPG:1kg=1.795L)		
LPG(気体)	7.81 kg/m3 (LPG:1kg=0.384m3)		

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(算定省令)に定める算定方法及び係数による。
- ・電気については算定省令に規定された「代替係数」(H20年度)を使用。
- ・LPG(L, m3)については「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省、経産省)及び「プロパン、ブタン、LPガスのCO2排出原単位に係わるガイドライン」(日本LPガス協会)に基づき換算。

■付表3

□ 船舶の乗組員に対して、エネルギー効率の向上に関する基礎的な知識についての教育・指導を行っている[レベル1]

→ 教育・指導を行っている取組みについて、記入欄に○をつけてください。

取 組	記 入 欄
状況に応じた減速航行の励行・最適ルートを選定	
主機・補機及び船体の良好な維持	
船底クリーニングによる省エネ効果	
大型船による大量輸送の単位当たり燃料消費量削減	
省エネ船、省エネ装置導入によるエネルギー効率の向上	
船内における不要電力の削減	
燃料漏れ等の防止	
その他()	
その他()	

上記の項目のうち、1項目でも基礎的な知識についての教育・指導を行っていれば、レベル1となります

■付表4

(油性混合物関係)

法令に定められた排出方法以上の処理を行っている[レベル2]

→ 行っている場合は、その取組内容の記入欄に○をつけてください。

取 組	記 入 欄
法令に定められたビルジ等排出防止設備(油分分離装置及びビルジ用濃度監視装置)以外の設備を使用している	
陸揚げ処理を行っている	
その他()	

■付表5

(船内の日常生活に伴う廃棄物)

法令に定められた排出方法以上の処理を行っている[レベル2]

→ 行っている場合は、その取組内容の記入欄に○をつけてください。

取 組	記 入 欄
法令に定められた焼却設備等以外の設備を使用している	
陸揚げ処理を行っている	
その他()	

